児童虐待

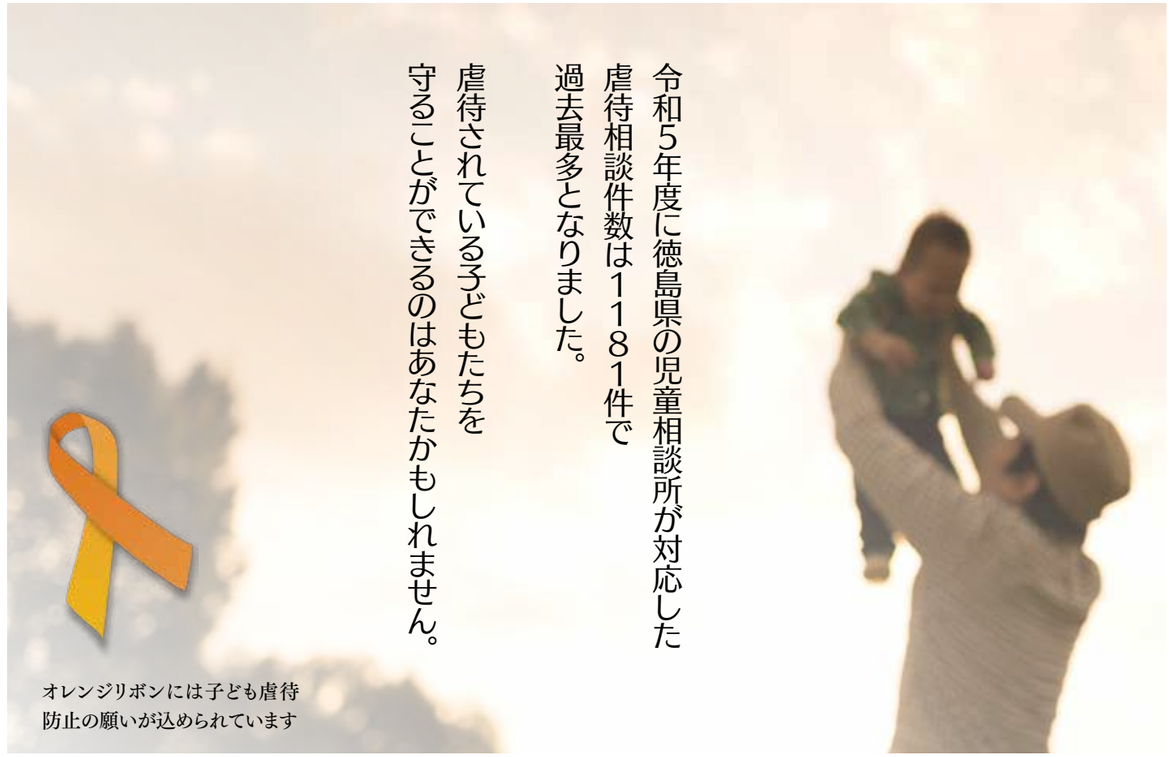

令和5年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1181件で過去最多となりました。

虐待されている子どもたちを守ることができるのはあなたかもしれません。

オレンジリボンには子ども虐待防止の願いが込められています

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

気になることがあったら通告してください

通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。

保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。

西部こども女性相談センター
☎ 0883-53-3110

三好市子育て支援課・こども家庭センターぱれっと
☎ 72-7666

「ぱれっと」には、こどもたち一人一人の個性が尊重される社会であってほしい、という願いが込められています。

児童虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外にしめだす、長時間正座をさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト（養育の拒否）	食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気や怪我をしても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉で脅かす、無視する、子どもの前で家族に暴力をふるう（DV）など

児童相談所 虐待対応ダイヤル
［24時間通話料無料］
お近くの児童相談所につながります

いち はや く
189

女性への暴力

暴力は、性別や年齢、間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や恋人からの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、子どもがいる場合は児童虐待にもつながります。内閣府が実施した調査によると、女性の4人に1人が「暴力を受けたことがある」と回答しています。この運動をきっかけとして、暴力による人権侵害について考えてみませんか。

西部こども女性相談センター（☎0883-56-2109）では、暴力被害を始め女性の自立のための問題（家族関係・離婚・経済的問題）についても相談を受け付けています。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

パープルリボンには女性への暴力根絶の願いが込められています

暴力の種類

身体的暴力	たたく、ける、突き飛ばす、物を投げる など
精神的暴力	怒鳴る、脅す、侮辱する、無視する など
社会的暴力	携帯をチェックする、友達や実家との付き合いを制限する など
性的暴力	無理にキスや性行為をする、避妊に協力しない など
経済的暴力	生活費を渡さない、勝手に借金をする など

性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま西部

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力であり、人権と尊厳を踏みにじる行為です。あなたやあなたの周りの誰かが被害に遭われた時はご相談ください。

☎ 0883-52-5111

11月は「児童虐待防止推進月間」です

障害者への虐待

障害者への虐待には、虐待している人も受けている人も虐待であることに気づかないまま日常生活を送っている場合があります。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、市町村等へ速やかに通報する義務があり、虐待を未然に防ぐためには、小さな兆候を見逃さず早期発見することが大切です。「虐待かもしれない」と思ったらすぐに連絡・相談してください。

三好市 障害者虐待防止センター 三好市長寿・障害福祉課内	☎ 72-7610 Ⓕ 72-7605
障がい者生活支援センター はくあい	☎ 72-2251 Ⓕ 72-2477
ワークサポート やまなみ	☎ 79-3937 Ⓕ 79-3927

虐待の早期発見に！　身の回りでこんな事例はありませんか？

身体的虐待	暴力や体罰で身体に傷や痛みを与えたり、身体を縛り付けたり、過剰な投薬で身体の動きを抑制する など
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与える など
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうか見極める必要がある）
経済的虐待	本人の同意なく財産や賃金、年金を使ったり本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する など
放置・放任（ネグレクト）	食事や排せつ、入浴など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないことで障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる

障害者差別解消法
共生社会の実現のために

障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。

障害のある人とない人がお互いに理解し合える「共生社会」の実現に向けて、一人ひとりが積極的に取り組みましょう。

合理的配慮をご存知ですか？

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

具体例

◉ 筆談や読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う

◉ 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

◉ 段差がある場合は、携帯スロープを設置する、高い所に陳列された商品を取って渡すなど物理的環境への配慮を行う。

相談窓口

三好市長寿・障害福祉課
☎ 72-7610　Ⓕ 72-7605

※ 相談等は窓口まで、来所していただくか、電話、FAX 等でも結構です。

※ 三好市内にお住まいの障害者の方（障害者手帳を取得していない方も含みます）がご利用いただけます。

※ 秘密は厳守されますので、ご安心ください。